

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第三三号）

1 統括本部の情報・業務改革課を廃止し、同本部に情報課を置き、経営支援本部の総務法制課を廃止し、同本部に法務課及び資産活用課を置くこととした。（第二条関係）

2 出納局の用度管財課を廃止し、同局に総務事務センターを置くこととした。（第四条関係）

3 暮らし環境本部のくらしの安全安心課、地球温暖化対策課及び循環型社会推進課、健康福祉本部の生活衛生課、農林水産商工本部の新産業課及び商工課、同本部生産振興部の水産課及び林業課並びに県土づくり本部の農山漁村課の分掌事務の一部を改めるとともに、情報課、法務課、資産活用課及び総務事務センターの分掌事務を定めることとした。（第六条）第一四条関係）

4 医務課に地域医療体制整備室を置くこととした。（第一六条関係）

5 暮らし環境本部に消費者行政総括監を、経営支援本部に人材育成総括監を置くことができることとした。（第一九条関係）

6 生産者支援課に団体検査・指導監を置くことができることとするとともに、経営支援本部の歳入政策監及び県土づくり本部企画・経営グループの建設政策監を廃止することとした。（第二一条関係）

7 自治修習所は、経営支援本部の所管に属することとした。（別表関係）

8 その他所要の改正を行うこととした。

9 この規則は、平成二二年四月一日から施行することとした。

10 電子計算組織による給与支給事務等処理規則ほか九規則について、所要の改正を行うこととした。

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第三四号）

1 佐賀中部保健福祉事務所、鳥栖保健福祉事務所及び杵藤保健福祉事務所の検査室を廃止し、簡易な検査については全保健福祉事務所の担当課で行

うこと等とした。(第二条、第五条関係)

2 各保健福祉事務所の衛生対策課の分掌事務に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の施行に関することを加えることとした。(第三条関係)

3 この規則は、平成二二年四月一日から施行することとした。

佐賀県立希望の家管理規則の一部を改正する規則(規則第三五号)

1 自立支援課の分掌事務のうち、就労移行支援に係る事務及び就労継続支援B型に係る事務を廃止することとした。(第四条及び様式関係)

2 希望の家の利用定員を一〇〇人から七〇人に変更することとした。(第九条関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成二二年四月一日から施行することとした。

佐賀県衛生薬業センター管理規則の一部を改正する規則(規則第三六号)

1 微生物課をウイルス課及び細菌課に、理化学課を食品化学課及び環境衛生課に再編することに伴い、所要の改正を行うこととした。(第二条、第三条及び第六条関係)

2 この規則は、平成二二年四月一日から施行することとした。

佐賀県畜産試験場管理規則の一部を改正する規則(規則第三七号)

1 大家畜部及び中小家畜部の分掌事務を見直すこととした。(第四条関係)

2 この規則は、平成二二年四月一日から施行することとした。

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則(規則第三八号)

1 武雄土木事務所に九州新幹線西九州ルート整備推進室を置くこと等とした。  
(第三条及び第四条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成二二年四月一日から施行することとした。

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第三九号）

- 1 佐賀中部農林事務所の海岸・防災課を廃止することとした。（第三条関係）
- 2 林務課の分掌事務を改めることとした。（第四条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、平成二二年四月一日から施行することとした。

佐賀県首都圏営業本部管理規則の一部を改正する規則（規則第四〇号）

- 1 職制を見直し、首都圏営業本部に九州国際重粒子線がん治療センター担当本部長を置くことができることとした。（第二条関係）

- 2 九州国際重粒子線がん治療センター担当本部長の職務を定めることとした。

（第四条関係）

- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、平成二二年四月一日から施行することとした。

県税事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第四一号）

- 1 佐賀県税事務所に自動車税課を置くこととした。（第一条及び第三条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成二二年四月一日から施行することとした。